

前田利長と関ヶ原の戦い

藤井讓治

はじめに

関ヶ原の戦い前後の前田利長の動向については、見瀬和雄氏の研究⁽¹⁾があり、またこの時期の加賀の動向については、戦前の『加賀藩史料』⁽²⁾があり、近年では、『根上町史』⁽³⁾、『新修小松市史』⁽⁴⁾が、関係史料を丁寧に収集されている。

本稿は、こうした仕事をふまえながら、一つには関ヶ原の戦いに先行する徳川家康の上杉攻めにあたつての前田利長の動き、殊に利長が上杉攻めに出陣したか否かについてまず取り上げることとする。この点は、『加賀藩史料』『石川県史』⁽⁵⁾『金沢市史』⁽⁶⁾、見瀬氏の論考等、いづれにも記載はない。

二つ目に、関ヶ原の戦いを前にした時期の加賀の動きを、前田利長の動向を軸に、前田利長だけでなく徳川家康・石田三成等の多くの書状をもちいて、改めて描いてみる。その時、それぞれの書状が出された場所と受取手の居所、そしてその書状が届くに要した日時に注目していく。

最初に、以下の分析にあつて、徳川家康の動きを確認しておこう。⁽⁷⁾家康は、上杉攻めのため、慶長五年（一六〇〇）六月十六日に大坂を発ち、その日、伏見城に入り、翌々十八日伏見を発ち、七月二日に江戸に着く。そして同月二十一日に会津に向けて江戸を発ち、二十四日ころ下野小山に着く。しばらく小山に滞在したあと、八月二日ころに小山を発ち、五日に江戸に戻った。以降、一月ちかく江戸を動かさず、九月一日によりやく江戸を発し上方に向かう。同月十三日に岐阜、十

四日に美濃赤坂に入る。十五日が関ヶ原の戦いである。十七日に近江佐和山、十八日近江八幡、十九日草津、二十日大津、二十五日に大津を発ち、二十六日淀、そして二十七日大坂城に入る。

一・前田利長の会津出兵

徳川家康が会津に向けて大坂を発し、小山で反転して江戸に戻るまでの時期の利長の動きについては、ほとんど触れられたことはなく、漠然と国許金沢にいたと考えられてきたようだ。

この時期の利長の動きを直接示す史料は極めて少ない。江戸にいた家康は、七月七日、出羽・越後の諸大名・諸将に対し、家康の会津表への出陣を七月二十一日とすること、かつまた攻め口を指示した。次にあげる七月七日付で越前丸岡城主青山宗勝に送られた次の家康黒印状(8)も、同様のものである。

西尾(吉次)所迄書状令披見候、仍会津表出陣之儀、来廿一日相定候、然者其方事、羽柴加賀守有同心(丹羽長重)、越後城々番手之儀可被仕候、猶西尾隠岐守可申候、恐々謹言、
 七月七日 家康(慶長五年)（黒印）○印文「忠恕」
 青山修理亮殿

この黒印状は、青山宗勝から家康の家臣西尾吉次に送られた書状を受けて出されたものであり、この黒印状で、家康は、会津表出陣を七月二十一日と定めたことを報じるとともに、青山宗勝に加賀小松の丹

羽長重と同道し、越後城々の番手を勤めるよう指示した。同様の指示は、丹羽長重・前田利長にも送られたものと推定される。

前田利長に直接宛てられたものではないが、越後春日山城主堀秀治のもとに派遣された屋代秀正(9)（また勝永とも）に家康が与えた次の三か条の条書がある。(10)

- 一 加賀中納言殿北国筋を米沢へ打出、会津へ乱入候者、案内者二候之間、先手者山形出羽守、中納言殿可為旗本事、
- 一 置目以下之儀中納言殿可被仰付候、御隔意有間敷候事、
- 一 越後侍從津川筋出陣之義、無落度様可然段口上二可申候、兼又村上周防(義明)・溝口伯耆(秀勝)兩人之内、向寄次第一人、中納言殿為案内者、北国筋へ可有参陣事、

以上、
 七月七日 御朱印(徳川家康)
 屋代左衛門とのへ

第一条で、前田利長が北国筋を米沢へ打出し、会津へ乱入するときには、案内者でもあるので、最上義光はその先手とし、利長の旗本として行動すること、第二条で、参陣にあつての置目等は利長が命じられるので、留意なきように、第三条で、堀秀治には津川筋へ出陣するよう口上で申し伝え、村上義明と溝口秀勝二人のうち一人は利長の案内者として北国筋へ参陣するよう指示されている。

七月七日以前に家康と利長の間で、上杉攻めの体制が打ち合わされていた可能性もあるが、少なくとも利長に対しても、家康の出陣が七

月二十一日に定まったことを知らせるとともに、利長への出陣要請がなされたと推測しうる。

こうした家康からの要請が、いつ利長の許に届いたかを明確にしえないが、他の事例からすれば七月半ばには届き、それに従って利長は出陣したと考えられる。

では、利長出陣の徴証はあるのか。次にあげる史料は、慶長五年八月一日付で、小松城主丹羽長重が上方にいた堀平八等に送った書状⁽¹¹⁾である。

上方へ使者遣候間、一書申入候、平蔵事、^(坂井)最前会津御陣之御沙汰在之時、其節此方へ参候処を、家中者とも幸之儀候間、ぜひとも

とまり申候へと申候処、^(前田利長)金沢へ会津へはたらき、我等ハ春日山留

守居事候間、其段成間敷由申て、ふりちきり、夜ぬけ二仕、金沢

へ罷帰候、然処今度之出入二候て、此方へかけ入候、

とあり、利長の家臣である坂井平蔵が、少しまえの「会津御陣」の沙汰のあったとき、^(丹羽長重)「此方」へ駆け入つて来たのを、長重の家中の者と

もが幸の儀であるので、ぜひとも長重の元に留まるよう申したところ、^(前田利長)坂井平蔵が申すには、「金沢」は会津へ軍勢を動かし、平蔵には越後

春日山の留守居をするよう命じられた、しかしそれは出来ないとい申して、振りちぎり、夜抜けして、金沢へ帰つて来た。この平蔵の言に

従えば、利長は、会津表へ向かい春日山があるいはその近くまで軍を進めていたことになる。いつ出陣したか、いつ金沢に戻ったのかは確定できないが、利長は金沢を出て、会津表へ出陣したという新たな事

実が確認できる。

二．関ヶ原の合戦前後

1. 石田三成・大谷吉継「逆心」の前後⁽¹³⁾

石田三成は、上杉攻めに参陣するため美濃垂井まで軍を進めていた越前敦賀城主大谷吉継を誘い、家康打倒を表明する。その日は、七月十二日である。

江戸にいた家康は、七月二十一日には、石田三成・大谷吉継「逆心」

の報を手にしていたと考えられる。七月二十一日宇都宮に着陣してい

た細川忠興は、家臣の松井康之等に「石田治部・輝元申談、色立候由、

上方る内府へ追々御注進候」とあることから、家康は遅くとも二十一

日には石田三成・大谷吉継「逆心」の報を手にしていたと思われる。

また七月二十二日、下野古河にいた徳川秀忠は大坂にいた滝川雄利に

返書を送るが、その末尾に「然ハ其許雜沙汰申候、大坂御奉行中、貴^(大坂)所各被仰談、別儀無之由珍重候」とあり、滝川雄利が徳川秀忠に書状

を送った時点では、大坂奉行衆は、裏ではともかく表向きには反家康の姿勢をみせていない。

家康は、七月二十一日の会津表への出陣の日を変えることなく、江戸を発し、二十四日ころ下野小山に着き、その周辺に参陣していた「上方衆」と談合し、「上方衆」は二十六日には相次いで西上していった。家康は、八月二日ころまで小山に滞在し、五日に江戸に戻った。この

間の利長の動きをみてみよう。

七月二十六日付の堀秀治宛の書状⁽¹⁶⁾で江戸にいた徳川家康は、越後表の様子を報じてきたことを謝すとともに、「石田治部少輔^(三成)・大谷刑部少輔^(吉継)逆心」によって「上方人衆」が今日二十六日にことごとく西上していったこと、また家康自身は「会津表仕置等」を堅く申し付けて、すぐに上洛するつもりであること、堀秀治にはその地の仕置を堅固にするよう命じ、「肥前衆^(前田利長)」もこの時であるので随分出精することであると、申し送った。

翌七月二十七日、小山にいたと思われる家康の家臣榊原康政から出羽秋田の秋田実季に送られた書状⁽¹⁷⁾には、石田三成・大谷吉継の「別心」について、秀頼の母淀殿と三人の奉行、さらに「北国羽肥州^(前田利長)」などから早々に家康に上洛するよう申し来たつたとある。すなわち、利長は、家康に石田三成・大谷吉継の「別心」を告げるとともに、家康に上洛を求めたのである。すでにこの時点で利長は、家康方であった。この要請が家康の元に届くのは、三成の「逆心」が公になる七月十二日以降、それが利長の元に届くまでの日時が過ぎた後、家康が堀秀治に書状を送る数日前の七月二十日前後のことと推測できる。この時、利長の居所は、七月二十六日付堀秀治宛徳川家康書状⁽¹⁸⁾に「其地仕置弥堅固可被仰付候、肥前衆も此時候間、随分可被出精之由候」とあることからすれば、越後あるいはその途上にあつたと考えられる。

2. 「大坂奉行衆別心」

七月十二日の石田三成・大谷吉継「別心」から五日後、豊臣氏三奉行、前田玄以・増田長盛・長束正家の連名で一三ヶ条からなる「内府ちかひの条々」とともに諸大名に一斉に秀頼への忠節を求める檄文が送られた。この報は、七月二十九日、あるいはその前日に家康のもとに届いた⁽¹⁹⁾。前田利長へ西軍への誘いがあつたことは確かなので、金沢（あるいは越後）にいた利長のもとには五、六日あとの二十二日か二十三日には届いたものと推測できる。

この誘いへの前田利長の返事は残っていないが、七月二十九日付真田昌幸宛三奉行連署状⁽²⁰⁾に「羽肥州ハ老母人質ニ出候間、先引切候事迷惑之由、内儀之理ニ候」とあることから七月二十九日以前、大坂から信濃上田までの配送の日時を考えれば、二十五日前後には上方へ返事を送つたものと思われる。利長の返事の内容は、真田昌幸宛三奉行連署状の文言からも窺えるが、翌七月晦日付の真田昌幸宛石田三成書状⁽²¹⁾に、

一 羽肥前儀も、对公儀毛頭無疎意覚悟ニ候、雖然老母江戸へ遣候間、内府へ無疎略分之躰ニ先いたし候間、連々公儀如在不存候条、各御心得候て給候へとの申され分ニ候事、

とあり、利長は「公儀」に対し疎意はないが、老母を江戸に遣わしているため、家康に対し疎略なきよう先ずしたので、公儀に如在はないので、各々心得て欲しいと、あいまいな返事をした。事実上上方への参加拒否ともいえる。

3. 丹羽長重との戦い

三奉行へは、あいまいな返事をした利長ではあったが、七月末には、家康方の立場を明確にしていく。

七月二十五日、利長は、能美郡湊浦に次のような禁制を出す。⁽²²⁾

禁制 湊浦

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事

付人取之事

一 放火之事

一 蒞田之事

右条々、若於違犯之輩者、速可処敵科者也、仍如件、

慶長五年七月廿五日 (花押)^(前田利長)

この時期の禁制は、他領に軍事侵攻をする際、自軍を含め軍勢の濫妨狼藉等を禁ずるもので、小松丹羽領である湊浦への禁制発給は、前田軍の小松領への侵攻を示すものである。では、小松の丹羽長重は、この時点でどのような立場にあったのか。

前田利長の小松侵攻については、八月五日付真田昌幸他宛石田三成書状⁽²³⁾の五条目に次のようにみえる。

一 從越後^(堀秀忠)も無二ニ秀頼様へ御奉公可申旨申越候間、妻子も上方ニ

在之事候条、偽も在之ましく候、羽肥前儀母江戸へ遣故候か、

未むさとしたる返事候、剩無二ニ上方へ御奉公と申羽柴五郎左^(丹羽長重)

へ手前へ人数を出候間、自越後越中へ人数可被出旨申越候、定

相違有間敷候事、

内容は、「越後^(堀秀忠)」よりも無二に秀頼へ奉公申すべき旨を申越した、

妻子も上方にいたので偽ではないと思う、「羽肥前^(前田利長)」については母を

江戸へ遣わしているゆえか、いまだ「むさとしたる返事」である、あ

まつさえ「無二ニ上方へ御奉公と申羽柴五郎左^(丹羽長重)」左へ手前の軍勢を出

しているの、越後から越中へ軍勢を出す旨を堀秀政からいつてきた、

定めて相違あるまい、というものである。

一方、堀秀治は家康とも連絡を取っており、二股膏藥的対応をしている。慶長五年七月二十六日付堀秀治宛徳川家康書状⁽²⁵⁾に「其許之様子、早々示給、祝着之至候」とみえる。

このように、堀秀政が石田三成に加賀の様子を報じた時点での前田利長の軍事行動は、上方方に付いた丹羽長重に向けられたものであった。

七月二十六日、前田利長は、金沢城の留守を守る高島定吉に宛て、

「今日福富迄着陣候、明日寺井・三堂山まで相移候⁽²⁶⁾」と、この日、丹

羽長重の松任領の一村である福富に着陣、二十七日には丹羽領の能美

郡寺井・三堂山へ陣を移すことを報じる。ここに前田利長の丹羽領へ

の侵攻が始められた。

このことは、九月五日付村井長頼宛前田利長消息に「七月廿六日に

小松おもてへはたらき候所に」とあることから、この出陣が小松の

丹羽攻めであったことが確認できる。

また、小松攻めの様子的一端は、家康の家臣であり江戸の家康の側

にいた佐々正孝⁽²⁸⁾から秋田実季に宛てられた八月二十二日付の書状⁽²⁹⁾に

「北国肥前殿去月之末より被相働、加州表小松羽五郎左居城へ被取懸(前田利長)はし、放火取出二ヶ城被申付、其先へ被相働、大庄寺へ取懸」とみえ、利長の二十六日の出陣は小松城攻めであったことが分かる。

八月十三日付前田利長宛徳川家康書状(30)に「其表御存分之由承、目出度存候、弥其元御陣之様子承度候間、以使者申入候、此方之儀者各令談合、美濃口へ可罷出与存候、雖不及申候、何分ニも無卒爾様ニ被仰付尤候」とあるように、利長から家康に「其表御存分(31)」のよしが報じられ、また加賀表の陣の様子をつかむために家康から使者が遣わされたこと、さらに「各」と談合して美濃口へ軍勢を進めることが報じられている。

次いで九月五日付村井長頼宛前田利長消息に「ふしみのしろせめ申候由うけ給候間、八月一日ニ大せう寺へはたらき、ふしみのしろのたよりにもなり可申候と存、三日に大せう寺へ取かけ、そくし(即時)ニせめほし、山口おや(宗永・修弘)こうち取候、すなわち越前へはたらき可申と存候所に」とあるように、上方方による伏見城攻めの報を得て、八月一日、小松攻めはひとまず措き、伏見城の頼りともなるとの判断から大聖寺の山口氏攻めに取りかかり、三日には大聖寺城を落とした。

大聖寺城落城については、金沢の留守居高島定吉に、同日付で「今日三日ニ大勝寺之城へ取懸、即時ニ攻入候而、山口父子を始、壹人も不殘討取、大慶不過之候」と利長が報じている(32)。

大聖寺落城の報が、いつ家康のもとに届いたかは明確ではないが、八月二十四日付前田利長宛徳川家康書状(33)に「其許無心元存候而度々以

飛脚申入候処に、御注進之状本望之至候、殊大正持被乗崩、始山口父子数多被討捕之由」とみえ、八月二十四日までには家康のもとに届いたことが確認できる。

また、大聖寺落城の報は、『義演准后日記』慶長五年八月八日条に「伝聞、去三日、越前国与加賀国堺城、号大聖寺、山口玄番城主也、京御方也、羽柴肥前守トリカケ落城、玄蕃生害云々、珍事」と遅くとも五日後には、京都には伝わっている。

この大聖寺攻めのさなかに、上方方の毛利輝元・宇喜多秀家から、前田利長に再度、秀頼への奉公を求める次のような書状(34)が到来した。

態申入候、去年以来、内府被背御置目、上巻誓紙被違之、恣之働条々、従年寄衆可被申入候、殊更奉行・年寄一人宛被相果候而者、秀頼様争可被取立候哉、其段連々存詰、今度各申談及鉾楯申候、御手前も定而為御同前候、此節秀頼様江可有御馳走段不及申候歟、御返事待入候、恐々謹言、

七月廿七日

安芸中納言 輝元(毛利)

備前中納言 秀家(宇喜多)

羽柴肥前守殿 御宿所

ここでは、去年以来、家康が秀吉の定めた「御置目」に背き、「上巻誓紙」を違え、恣の働きについて、「年寄衆(35)（奉行衆）」より申し入れてきたところである、ことに五大老の前田利家、奉行の石田三成が欠けたことで、秀頼様をどのように取り立てできるか、その事を色々考え、今度おのおの相談のうえ「鉾楯」に及ぶことにした、「御手前（利

長)も定めて同じ考えと思う、この節、秀頼様に「御馳走」することは申すまでもなからう、御返事を待っている。前田利長がこの書状に答えたかどうかは明かではないが、この書状を受け取った時点では、明確に家康方であることを、上方方に付いた丹羽長重・山口宗永への攻撃という行動をもつて示した。

八月三日の大聖寺城攻め後の利長の動きについては、越前金津まで進み、そこから金沢へ帰陣したとされている。⁽³⁶⁾

九月五日付村井長頼宛前田利長消息に、大聖寺攻めの記事に続いて「すなわち越前へはたらき可申と存候所に」とあり、また八月二十二日付で江戸にいた榊原康政が秋田実季に送った返書に、⁽³⁷⁾

一 北国之儀も羽柴肥前守殿被对内府、毛頭別条無之候、賀州之内大勝寺之城ニ罷在候山口玄蕃別心之衆与致一味候間、即肥州彼地へ被取懸責崩、^(宗永・修弘)山口父子被打捕之由注進御座候、越前之内木目峠ニ構城、此方方之一左右次第、是も江州へ可相働之由候、

とみえ、利長は、大聖寺攻めの後、近江に近い越前の木の目峠に城を構え、指示があり次第近江に軍勢を進めると、家康へ報じている。⁽³⁸⁾

また同日付の佐々正孝(在江戸)から秋田実季に宛てられた書状にも^(前田利長)
一 北国肥前殿去月之末より被相働、加州表小松羽五郎左居城へ被取懸、はし／＼放火取出ニテ城被申付、其より先へ被相働、大庄寺へ取懸、^(宗永・修弘)山口玄蕃父子其外二三千も籠有之を去二日二責崩、山口玄蕃父子其外軍兵九百余被打果候由御注進候、然所二小松近辺少通路無人ニ付面又取出可被申付、其より上方へ可

被相働之旨、御注進被成事、

一 丸岡青山修理・北庄青木紀伊守・府中堀帯刀かやう之衆も無別儀、肥州次第之由候事、^(宗永)^(二起)^(堀尾吉晴)

こうした状況のなか、利長は、上方に向かわず金沢に一旦戻る。この間の事情は、九月五日付の村井長頼宛利長消息に「ふしみのしろ一日におち申候由候、其上越後いつきおこり申由、久太よりちうしん候間、まづ人しゆうち入候て」と記しているように、大聖寺攻めの理由の一つとなった伏見城の「たより」が、八月一日に伏見城が落城したことで、意味を失ってしまったこと、また越後春日山の堀秀治から、越後で一揆が起ったとの注進があったことが金沢帰陣の直接の理由であったと思われる。⁽³⁹⁾

なお越後の一揆は、八月三日ころに会津上杉景勝側の策動によって起こされたものであり、この報が利長の許に届くのは、三、四日後の八月六、七日ころと推定される。

また、越前から金沢帰陣については、八月二十四日付前田利長宛徳川家康書状に大聖寺攻めの報を受け取ったことに続いて「先に小山迄御帰陣之由尤候」と、家康にも報じられている。⁽⁴¹⁾

さらに、九月十五日付で、利家の家臣横山長知に信濃下諏訪あたりにはいた徳川秀忠から送られた書状に「大聖寺之事御手柄段難申候、就中越後一揆蜂起に付而、肥前守殿可有御加勢由候処、彼表平均に罷成付而、上口江可有御働由尤候」とあり、利長が越後一揆の鎮圧に動いたことが確認できる。

八月八日、小松の東、浅井賤で、帰陣する前田勢に小松の丹羽勢が攻めかか来る。八月十日付の丹羽長重書状に「一昨日肥前此表を引取申所を、人数を出し相付候て、卯ノ刻巳ノ刻迄せりあい候て、鐘両度有之事候、両度ながら仕勝候て、一里半程追崩、敵方能者共多討捕候事」また「一敵猛勢故、肥前不討果旨候事」とあり、この戦いは長重方に有利に展開したようで、利長方は多くの人数が討ち取られた。

利長の金沢帰陣は、恐らく八日当日か翌日のことと思われる。十二日には浅井賤の戦いで戦功をあげた家臣等に感状を与えているので、遅くとも十二日以前には帰陣している。

九月五日付村井長頼宛前田利長消息に、金沢帰陣の記事のあと「おい物(負い指物)いけなをし申候而、二日中ニはたらき可申候と存候」とみえ、帰陣後二、三日の内に再び出陣し、「なかはにやかてもさかいめへ出度候所に」と、月半ばには越前との国堺まで進みたいと考えていたようである。しかし、「孫四郎おんなども、上方にい申二つゐて、孫四郎色々の申分候、のとい申人しゆおたて候ましきよし」を申し立てる前田利政の出陣拒否にあい、ことはすぐには進まなかった。

利政出陣拒否のなか八月十三日、利長は先手を松任まで遣わす。前田利政宛前田利長書状の猶々書に「今日金沢の先手をハ松任まで遣申候」とある。また同書状の本文に「越前地之人数小松まで相越候由申来候、自然働など仕義有之ハはづれをも可申付覚悟候、為心得申入候、能州人数をもはし／＼相越候様ニ可被申付候、為其申遣候」とあり、越前の軍勢が小松に来たとの情報があり、万一軍事動員が必要なき

には利政に「はづれ」を申し付けるつもりであるので、心得ておくよ
うに、能登の軍勢には「はし／＼」へ越すよう申し付けるよう命じた。
前田利政の出陣はなかったが、九月五日の村井長頼宛利長消息に、
「左馬助・其ほかの人もちも、大方人しちを出(置)」とあるように、九月
五日までには利長に能登の人持衆が人質を出し、利長に従うことを約
していた。

九月三日、利長は、八月二十三日に岐阜城攻めを行った黒田長政・
藤堂高虎に対し、その戦功を賞賛するとともに「すく二佐和山表可被
押寄候儀、弥其分候哉、様子承度候、此表之儀、一兩日中ニ小松表急
度可相働覚悟候」と、黒田・藤堂等がすぐさま石田三成の居城佐和山
へ侵攻するのかを問い合わせるとともに、一兩日中に小松表へ軍勢を
動かすと報じた。⁽⁴⁶⁾

一方、九月一日に江戸を発ち西上していた徳川家康は、九月八日遠
江白須賀から前田利長に書を送り、家臣の三枝源三が家康の元に帰り、
加賀の様子を聞いて満足との意を伝え、また美濃大柿城に宇喜多秀
家・石田三成・嶋津義弘・小西行長以下を閉じ込めるよう命じ、自ら
は夜を次、昼を次いで西上していると報じ、利長には「其許早々手合
之義尤存候」と出陣を求めた。⁽⁴⁷⁾

4. 丹羽長重からの和睦交渉

前田利長のこうした動きのなか、利長に敵対していた丹羽長重は、
上方方へ与することを放棄し、家康を介して、利長と和睦し、家康方

につこうと画策しはじめる。

九月十三日付丹羽長重宛徳川家康書状に「御懇札委細令得其意候、

加賀中納言与御同意可被成之由、満足候、即申越候間、早々御入魂被

成、越前表へ御手合尤候、今日十三日、岐阜へ着陣申候、頓而凶徒等

可討果候間、可御心易候」とあり、丹羽長重は家康に書を送り、前田

利長と「同意」とすると報じ、家康は、それを満足とし、早々に「入魂

(和睦)」し、越前表へ「手合わせ」するようにと指示するとともに、

今日十三日に家康自身は岐阜に到着したことを報じている。

では、長重がいつ家康に書状を送ったのか。それについては、丹羽

長重に宛てた九月十四日付の家康の家臣である西尾吉次・利氏連

署状に「去月廿二日之尊書、昨日十三日(岐阜)きふにおめて令拜見候、

肥前殿と御入魂可被成之由被仰下候、内府別而満足被仕候、たとひ如何

様之儀御座候共、此時二御座候間、諸事御堪忍候而被仰合、上方御手合

尤二存候」とあることから、丹羽長重が家康に書を送ったのは八月二十

二日であったことが分かる。この書状が家康のもとに届くまで二〇日近

くかかったのは、家康が九月一日に江戸を発ち西上したため、江戸を目

指した使者は、家康の江戸発以前に江戸にたどり着かなかつたのだろ

う。さらに、猶々書で「ひせん殿(前田利長)へも則以飛脚被申候条、早々被仰談

尤奉存候」と、この件を前田利長へも報じたと申し送っている。

丹羽長重に返書を送った同じ日、徳川家康は土方雄久に次のような

書状送る。

急度申候、自小松宰相方書状差越候之間、為御披見中納言殿へ進

候、此節有御入魂、先々はかゆき候様二尤候、青木紀伊守も内々

申越旨候之間、何様も中納言殿可有談合旨申遣候之間、其方被

致才覚、御入魂候而、早々越前表御手合之事肝要候、今日十三日

至岐阜着陣候、近日凶徒等可討果条、可心安候、恐々謹言、

九月十三日

家康御書判

土方勘兵衛殿

ここには、丹羽長重から書状が来たので、「御披見」のために利長殿

にその書状を送る、この節のことであるので、「御入魂」あるように、

先々はかゆくことが適当と思う、越前北庄の青木一紀も内々に家康に

申し入れてきているので、どのようにも利長殿と談合するようにと申

し遣わすので、その方が才覚して、「御入魂」を成立させ、早々に越前

表で「手合」をすることが肝要であると指示した。ただし、これらの

指示が、利長・長重の元に届いたときには、すでに関ヶ原の戦いは終

わつていたと思われる。

丹羽方から前田方への和睦交渉は、この家康からの指示以前に始

まった。前田と丹羽との和睦交渉は、家康からの指示が届く前の九月

七日ころに開始された。九月八日付で丹羽家臣の江口正吉に宛てた前

田家臣の岡島一吉の次のような書状がある。

以上、

七日之御報具二拜見候、さ候へハ、明日九日之晩二、ミつ嶋(本)さい所

之南まで両使を以様子可申入候、不及申候へ共、其方御存分之返

応二可被仰下候、とかく御おん(能登)ミつ御尤候、恐惶謹言、

九月八日

(江口正吉右衛門正吉)

江三郎右様

一吉(花押)

人々御中

この書状から、七日に丹羽方から前田方に書状が送られ、九日の晩に前田領と丹羽領の境に位置した石川郡水嶋の南で出会い、交渉することが約束されたことが分かる。

さらに九月十一日付の横山長知・岡島一吉から上田重安・江口正吉に宛てられた書状に「昨日十日之御札令拝見候、然者内々申入一儀二付て、今日十一日之晩ニ、水嶋南のはしまて、其方御使を御出有へき二付て、此方方も使者を出し可申旨得其意存候」とあり、十日に丹羽方より一報があり、前田方は十一日晩に水嶋の南で両者の使者が会うことに合意した。さらに同書状で、「今日人数を出し申候儀者、兼而右被申付候ての事二候、はや出かゝりたる儀二候間、川はた迄先手之者共着陣仕候、互ニ御理相済申候迄ハ、働之儀被相止候様ニハ罷成間敷候条、内々可有其御心得候、左様二候とて御無事のさゝわりニハ成間敷候条、内々可有其御心得候」と報じている。すなわち今日十一日に軍勢を出したのは、兼ねてより申し付けられていたためで、川端まで先手の者が着陣している、互に「御理」が済むまで、軍事行動を止めることはできないので、内々そのように心得てください、「無事(和平)」のさわりにはならないので、そのように心得てくださいと報じているが、このことから十一日には前田方の軍勢は侵攻を開始していたことが分かる。

このことは、九月十八日付の村井長頼宛前田利長消息に「我等も今月十一日に出陣いたし候て、小松へとりかけ候所に」とあることから確認できる。

そして十八日、両者の和睦が成立し、起請文が交わされる。利長が長重に宛てたものは原本が、長重が利長に宛てたものは写が伝来している。

敬白天罰起請文前書之事

一 今度申合上者、内府公御前之儀、無親疎馳走可申候事、

付於手前表裏別心抜公事有之間敷候事、

一 何様之出入有之共、互見放申間敷候事、

一 弟猿を遣候上者、万事不残心底孫四郎同前二可存候事、

一 自然中絶中意於有之者、以直談可申済候事、

一 此跡互之出入之儀打捨為出間敷候事、

右之趣、若偽申儀於有之者、忝モ

(神文略)

(前田)
羽柴肥前守

慶長五年九月十八日 利長(血判・花押)

(丹羽長重)
羽柴加賀守殿

起請文前書ノ事

一 今度申合上ハ、表裏別心抜公事有之間敷事、

一 自然中絶中意於有之者、以直談可申済事、

一 此跡互ノ出入之儀捨存間敷事、

一 如何様之出入有之共、互ニ見放申間敷事、

一 於猿(前田利常)へ縁辺之事、我等娘最前内府公(徳川家康)へ申上候儀非偽候、重而得

御意、於濟者、於猿へ相違有間敷事、

右之趣、若偽申儀有之者、

神文

慶長五年九月十八日

(丹羽)
羽柴加賀守長重

(前田利政)
羽柴肥前守殿参

前田利長から丹羽長重宛に出された起請文では、第一条で「今度申合」をした以上、家康の御前については親疎なく馳走すること、第二条で如何様の出入が生じても互いに見放さないこと、第三条で、利長の弟猿（前田利常）を証人として遣わすので、すべて心底を残すことなく孫四郎（前田利政）同前とすること、第四条で万一「中絶中意」が生じた場合でも、直談をもつて済ませること、第五条でこれまでの互いの出入については打ち捨てること、が約されている。

長重から利長への起請文では、第一条で「今度申合」をした以上、「表裏別心抜公事」はしないこと、第二条は利長の起請文の第四条と、第三条は第五条と、第四条は第二条と同じ、第五条は、利常と長重娘の縁辺については、家康に申し上げたとおり偽りはないことが約されている。

なお丹羽長重の起請文に「我等娘最前内府公へ申上候儀非偽候」とあることから、八月二十二日付の徳川家康宛書状で長重は和睦の条件

として長重娘と利常との婚姻を申し出ていたことと、九月十八日の時点には家康が利長に送るとしていた家康宛の長重書状は利長の手許に届いていたと推測される。

5. 利長、大津・大坂へ

九月十八日、丹羽長重と和睦した利家は、金沢城の留守を預かつている高島定吉に、「小松表すみ候、明日大し(聖)よう寺までちんかえ申候、左候時は越前もきをひ有まじく候間、すぐにきの本(木之本)へ出可申候(66)」と、明日十九日には大聖寺へ陣替え、そうすれば越前も「きほひ(親)」するこ

とはないだろうから、近江の木之本まで進むつもりだと報じた。
またこの間の事情については、次にあげる秋田実季宛の前田利長書状(67)からも確認できる。

追而申候、如此書状相調候内、濃州表ことごとく落着之由申来候、天下迄も平均事候間、其心得尤候、以上、

八月廿二日ノ芳札、今月十八日加州之内至寺井山参着候、寔遠路被入御念預示候段、書中ニも難頭候、前辺方別而申談筋目者、大慶此事候、随而上方衆ヨリ内府(徳川家康)へ銚楯ニ付而、双方行半候、拙子事最前申事刻方内府申合筋目、今以不存疎意候、将亦内府公去十二日濃州表出勢儀候、此表之儀、小松ノ城ニ押申付、大正寺へ押詰(宗永・修私)、山口父子即時ニ討果、城中一人も不残討捕申候、就其小松ノ儀も、様々懇望付而無事相究、明日十九日羽柴加賀守為先手、上口へ罷立候、加越両国無異儀申付、江州表へ罷通候間、可御心易

候、貴殿義も御出勢ノ御覚悟専一候、上方御用之儀可蒙仰候、不可有疎意候、尚斎藤刑部具可申入候、恐々謹言、

九月十八日 羽柴肥前守(前田)

利長(花押)

秋田藤太郎殿(実季)

御報

この書状から前田利長は十八日には能美郡寺井山に参着したこと、丹羽長重の「懇望」を受けて「無事(和平)」を結んだこと、さらに十九日には丹羽長重を先手として「上口」へ向け出発し、加賀・越前両国を異議なく申付て近江へ進む予定でいることを報じている。さらに猶々書によれば、この書状を認めているときに関ヶ原の戦いの報が利長の手許に届いたことがわかる。

九月二十二日、前田利長は、大津で徳川家康に面謁したとされている。ただ、一次史料でそれを確認できない。面謁したとされる同じ二十二日に徳川家康は、前田利長に対し、次のような書状(58)を送っている。御書中之通得其意候 先書如申入候、悉討果一篇申付候間、可被成御満足与令推量候、大坂も一兩日中相澄可申候、即乗懸雖可責崩候、秀頼様御座所二而候間、致遠慮候、恐々謹言、

九月廿二日 家康(花押)

加賀中納言殿(前田利長)

この書状によれば、利長からの書状を受け、関ヶ原での戦勝、大坂のことは一兩日中に決着するであろうこと、大坂城攻めは秀頼の御座

所であるので「遠慮」するとしている。もし、この日に前田利長が徳川家康に面謁したとすれば、この後のこととなる。

九月二十五日、利長は高山重友・長連龍・山崎長徳・太田長知・横山長知、その他先手中に、徳川家康から京都の南、勝竜寺・西岡に陣取るよう命じられ、明二十六日夜のうちに行動を開始するよう指示(59)した。

九月二十七日付溝口彦三郎宛前田利長書状に、「昨日西岡辺へ罷越候而、陣取有之事候、大坂へは明日可罷越存候」とあるように、前田利長は、九月二十六日に西岡に陣取り、二十八日には大坂へ移ろうとしていたことが分かる。

前田利長のこの時の陣容は、『義演准后日記』慶長五年九月二十六日条に「内府陣替(中略)北国肥前守供奉云々、四万騎云々」とみえる。(徳川家康)

この後の前田利長の動きの詳細は一次史料からは明らかにしえないが、「天寛日記」十月十七日条に、

一 榭原式部大輔康政を上使として、加賀利長が亭に至て命に曰、今度国表之軍功に依加賀国能美・江沼二郡二十万石御加増せらる、則利長に休暇を給ふ、前田利政関原の役に懈る、此罪に依て能登国を除る榮松録

とみえ、十月十七日に家康より加賀二郡を与えられ、また前田利常と徳川秀忠の「ひめぎみ」との婚約が約された。

前田利長の加賀二郡拝領、前田利常と徳川秀忠娘との婚約について(60)は、慶長五年十一月十日付村井長頼宛前田利長消息に、「こんどほねお(全度)(重折)

り(利分)をりぶんとし(徳川家康)て、大ふ様より加州二(郡)かうり被下候、かたじけなく存候、それにつき、我等おとゞさる(兼・前田利常)に、中なごん殿ひめぎみ様を給り」とみえ、確認できる。なおこの消息で利長(徳川秀忠)「は、又々かうし(後室・芳春院)つ殿(当年)とうねん中御下候やうにと存候へ共、いまだ其(沙汰)さたこれなく、めいわく(迷惑)申候」と、母芳春院が当年中に江戸での人質生活から解放されることを望んでいたが、家康からその沙汰はなく、「迷惑(困惑)」していると報じている。また、同じ消息に「われわれ四五日以前に、御いとまにて下申候」とあり、十一月五、六日ころに利長に帰国の許しが出た。

注

- (1) 見瀬和雄『利家・利長・利常』(北國新聞社、二〇〇二年)、同「関ヶ原合戦前夜の北陸と前田利長」(佐藤孝之編『古文書が語る地方史』天野出版、二〇一〇年)、同「関ヶ原合戦前後における前田利政の動静」(『金沢学院大学紀要』文学・美術・社会学編、第二二号、二〇一四年、大西泰正編『前田利家・利長』戎光祥出版、二〇一六年に再録)。
- (2) 『加賀藩史料』第一編、一九二九年。
- (3) 『根上町史』史料編上、根上町役場、一九九三年。以下、引用では『根上町史』と略称する。
- (4) 『新修小松市史 資料編1 小松城』小松市、一九九九年。以下、引用では『小松市史』と略称する。
- (5) 『石川県史』石川県第貳編、一九三九年。
- (6) 『金沢市史』資料編3 近世一、金沢市、一九九九年。
- (7) 相田文三「徳川家康の居所と行動」(『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年)。
- (8) 「不破文書」中村孝也『徳川家康文書の研究』(日本学術振興会、一九五九年)中巻五〇九頁、『小松市史』一三四号。
- (9) 慶長五年七月七日付堀秀治宛徳川家康書状写(『書上古文書』『徳川家康文書の研究』中巻五〇九頁)に「今度屋代左右衛門尉差遣候之条」とみえる。
- (10) 「書上古文書」一、『徳川家康文書の研究』中巻五〇八頁。「加賀古文書『加賀藩史料』第一編七四五頁。
- (11) 「坂井文書」『増訂加能古文書』(日置謙編、松本三都正増訂、名著出版、一九七八年)、『小松市史』一三七号。
- (12) 坂井平蔵に関しては「坂井文書」に、文禄四年八月朔日付坂井平蔵宛前田利長扶持宛行状(『増訂加能古文書』二一七号)が、また慶長五年九月三日に能美郡吉光村と大口村で一〇〇〇石を坂井平蔵に与えた丹羽長重の知行宛行状(『増訂加能古文書』二二八号、『小松市史』一六一号)が残されている。
- (13) 筈谷和比古は、『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、二〇〇〇年)のなかで、石田三成・大谷吉継「逆心」と豊臣氏三奉行による「内府ちかひの条々」との間に段階を設けてこの時期の政治過程を理解すべきと明確に提示した。ここはその考えに従う。
- (14) 「細川家記」九『徳川家康文書の研究』中巻五一九頁。
- (15) 「横山氏蔵文書」『加賀藩史料』第一編八一六頁。
- (16) 「前田氏所蔵文書」『徳川家康文書の研究』中巻、五三二頁。
- (17) 東北大学附属図書館蔵「秋田家文書」(写真)、『青森県史』資料編中世2、七七五号。「秋田家文書」の多くは『青森県史』資料編中世2、二〇〇五年、に収録されている。
- (18) 注16。
- (19) 慶長五年七月二十九日付黒田長政宛徳川家康書状(福岡市博物館編『黒

田家文書』第一巻四号、一九九九年)に「先度御上以後、大坂奉行衆別心之由申来候」と、「大坂奉行衆別心」が初めてみえる。なお同様の情報を含んだ同日付の田中吉政宛、最上義光宛の徳川家康書状が残されている(『徳川家康文書の研究』中巻五三九・五四〇頁)。

(20) 『真田家文書』上巻(長野市、一九八一年)四八号。

(21) 『真田家文書』上巻五一号。

(22) 『真田家文書』上巻五一号。

(23) 『真田家文書』上巻五五号、原本。『小松市史』一四三号、「古今消息集」所収の写。

(24) 同様の内容を記した次のような八月六日付真田昌幸宛石田三成書状(「北徴遺文」一〇、石川県立図書館森田文庫『小松市史』一四四号)が写ではあるが、残されている。

去三日之御状、今六日子ノ刻ニ至佐和山参着、令拜見候、

(中略)

一羽肥前江戸ニ老母并家老之人質置候故歟、其補ニて之事ニ候哉、于

今慥之御請をも不申、剩丹羽五郎左前江出人数候など、申二付、北国にも如形御人数被遣候、羽久太上方無二之覚悟ニ候、越後筋ニ候間、越中へ乱入候得と申遣候、

(中略)

石田治部少輔

八月六日 三成判

真田安房守殿

(25) 注16。

(26) 「加藩国初遺文」『加賀藩史料』第一編七四八頁。『小松市史』一三六号。

(27) 「前田育徳会所蔵文書」尊経閣文庫。『小松市史』一五八号。「瑞龍公親翰」『加賀藩史料』第一編八一頁。本消息は、本稿でしばしば引用を

するので、全文をここにあげておく。なお、この書状については、見瀬和雄氏の解説文と詳細な分析がある(「関ヶ原合戦前夜の北陸と前田利長」注1参照)。ここには、見瀬氏の解説されたものを元に、わずかに改めた私の読みをあげておく。

(端裏ウハ書)

一 行井豊後長頼 (前田利長) ふんことのはひ

まいる

金法印よりひきやく給候、しうちやく申候、我々事七月廿六日ニ小松おもてへはたらき候所に、ふしみのしろせめ申候由うけ給候間、八月一日ニ大せう寺へはたらき、ふしみのしろのたよりにもなり可申候と存、三日に大せう寺へ取かけ、そくしニせめほし、山口おやこうち取候、すなわち越前へはたらき可申と存候所に、ふしみのしろ一日ニおち申候由候、其上越後いつきおこり申候由、久太よりちうしん候間、まつ人しゆうち入候て、おいさし物いけなをし申候而、二日中ニはたらき可申候と存候、孫四郎おんなども、上方にい申二つあて、孫四郎色々の申分候、のとい申人しゆおたて候ましきよし申候間、此中もしゆえことわり申候、なかはにやかてもさかじめへ出度候所に、かやうの事にてはかゆかず候事、てんとうつき申かと存候、かやうの申ひらき、大ふへ申されず候事候間、われ／＼のめいわくすいれう候へく候、左馬助などハわれ／＼かたへ人しちを出し申候、其ほかの人もちも、大方人しちを出し申候、此ころ、おとゝいのなかにてても、一人ならてハなく候間、あらけなくいけんを一つ申さず候間、とうさめこ上方に候つるとて、がてんすまざる事申候、此よしかうしつへもよく申度候、大なこん殿おり、色々せいしなどおもしろいさせ候、其上かうしつなども、其方に御いり候間、一

かとせい^(編)おも入候て、よく候所に、かやうにふん^(分別)へつちかい候事、われ／＼しやわせあしきゆへニ候、めことも上方に御入候物とも何ほども御入候、孫四郎ハよにかわり、かうしつを^(江戸)多におき、其上われ／＼をしようにもおやにもち申候間、おんなめこらをすて候てくるしからぬ事、おかしきしやわせ候、しかしなからせかれの事候間、くるしからぬ事、心やすかるへく候、大せう寺の事にひきやくまいらせ候へハ、ろし^(藤)にとこうりあるへく候、かしく

九月五日

- (28) 佐々淡路守正孝(正敏)は、『寛政重修諸家譜』にはみられないが、慶長五年八月十二日付加藤清正宛徳川家康書状『徳川家康文書の研究』中巻五七二頁)に取次として津田秀政とともにその名がみえる。
- (29) 『秋田家蔵品展観目録並解説』『青森県史』資料編中世2、七八〇号。
- (30) 『加越能古文書』『徳川家康文書の研究』中巻五七九頁。「旧藩遺文」『加賀藩史料』第一編八〇七頁。
- (31) 「其表御存分」の書状が加賀から江戸に到達する日数からすれば、次に述べる大聖寺攻めを報じた可能性もあるが、その後の大聖寺落城については、慶長五年八月二十六日付村井長頼宛消息(「村井重頼覚書」『根上町史』四一〇頁、『小松市史』一六〇号)で家康は、「大しやうしおもてへ御はたらき」と述べており、この「其表御存分」は小松攻めに関わるものと推測しておきたい。
- (32) 「加越能古文書」『小松市史』一四〇号。「菅君雑録」『加賀藩史料』第一編七七三頁。
- (33) 「加越能古文書」『徳川家康文書の研究』中巻六一七頁。『加賀藩史料』一一八〇八頁。
- (34) 「加賀古文書」『加賀藩史料』第一編七五五頁。この書状について写しか伝存せず、『武家事紀』「加越能古文書」では七月十七日のものとし、『徳川家康文書の研究』も七月十七日のものとして収録している。しかし二日後の七月二十九日付で、真田昌幸宛に毛利輝元、小早川隆景が別々であるが、利長宛書状とほぼ同文の書状(『真田家文書』五〇・四九号)を送っており、これら二通とも原本であることから、「加賀古文書」に従い、利長宛のこの書状は二十七日のものとして推定しておきたい。
- (35) 一般に家康・毛利輝元等を五大老、前田玄以・増田長盛等を五奉行と通称しているが、この時期の文書では、家康等を「奉行」、前田玄以等を「年寄」と称することがあった(堀越祐一「豊臣『五大老』・『五奉行』についての再検討―その呼称に関して―」『日本歴史』六五九号、二〇〇三年を参照されたい)。ここでは通称に従い叙述する。
- (36) 「前田出雲覚書」『加賀藩史料』第一編七七三頁。
- (37) 「秋田家文書」(写真)。「青森県史」資料編中世2、七八八号。
- (38) 注29。
- (39) 利家の女婿であり当時秀頼に仕えていた中川光重から八月三日付で、「此度北国筋大谷刑部請取四万余にて取向候、一万七千者北庄口より推詰、三万八舟手にて大廻を加州へ着岸し、金沢城可攻取催にて候間、御油断不可有候」(「丹羽家譜伝」六、『小松市史』一四二号、「可観小説」『加賀藩史料』第一編七七八頁)と報じてきたことが、一つの理由とされる。中川光重が大坂から金沢への路上、大谷吉継に捕らえられ、この謀書を書かせられたとすれば、八月七日までに利長の元にこの書が届くことは可能であるが、三万の軍勢を海上輸送することはこの段階では想定しにくく、また、書止文言が「恐々謹言」となっているなど書札礼からも問題があり、この書状はなお検討の余地があるろう。
- (40) 慶長五年八月三日付山田喜右衛門宛直江兼続書状(『新潟県史』資料編5中世三、三二二八号)に「越後一揆悉起候由尤候」とあり、また翌四日の山田喜右衛門宛直江兼続書状(同三二二九号)に「越後一揆之儀(中

- (41) 略) 春日山山の方へ成次第おこし候やうニ可申付候」とみえる。
注33。
- (42) 「横山氏蔵文書」『加賀藩史料』第一編八二一六頁。
- (43) 「丹羽家譜伝」『小松市史』一四五号。
- (44) 慶長五年八月十二日付前田利長感状(「加藩国初遺文」『小松市史』一四六号)、『小松市史』には五通収録されているが太田長知宛のものを一通あげておく。
- 今度於小松表浅井之在所、無比類、其上家中之者共鍵を合、尽粉骨候条、不可勝計候、弥可励忠切事、尤肝要候、謹言、
- 八月十二日 利長『御判』
太田但馬守殿
- (45) 「尊経閣文庫」『金沢市史』資料編三、一七三頁。『小松市史』一四七号。
- (46) 『黒田家文書』第一卷一六九号。『加賀藩史料』第一編八一頁に写が収録されている。
- (47) 慶長五年九月八日付前田利長宛徳川家康書状(「薰墨集」『徳川家康文書の研究』中巻六七五頁、「国初遺文」『加賀藩史料』一一八一三頁)。
- (48) 『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』九四七号、東京大学史料編纂所影写本「益田孝氏所蔵文書」。『徳川家康文書の研究』中巻六八八頁。
- (49) 「益田孝氏所蔵文書」、『小松市史』一六七号。「丹羽歴代年譜」『徳川家康文書の研究』中巻六八九頁、「根上町史』四一二頁。
- (50) 『譜牒余録』56『徳川家康文書の研究』中巻六九〇頁。
- (51) 東京大学史料編纂所写真帳「丹羽家所蔵史料」。『根上町史』四一〇頁。『小松市史』一六三号。
- (52) 東京大学史料編纂所写真帳「丹羽家所蔵史料」。『根上町史』四一一頁。『小松市史』一六四号。
- (53) 「瑞龍公親書」『加賀藩史料』第一編八一九頁。
- (54) 東京大学史料編纂所写真帳「丹羽家所蔵史料」。『根上町史』四一三頁。『小松市史』一六八号。
- (55) 「丹羽歴代年譜」三『小松市史』一六九号。『根上町史』四一四頁。
- (56) 「高島氏蔵文書」『加賀藩史料』第一編八二二頁。
- (57) 「秋田家文書」(写真)、『青森県史』資料編中世2、七八三号。「瑞龍公親翰」『加賀藩史料』第一編八二〇頁。
- (58) 「前田育徳会所蔵文書」『新修七尾市史』3 武家編一八六頁。『徳川家康文書の研究』中巻七四〇頁。「続漸得雜記」『加賀藩史料』第一編八二二頁。
- (59) 「加賀古文書」『加賀藩史料』第一編八二五頁。
- (60) 「彦根溝口彦右衛門蔵文書」『加賀藩史料』第一編八二七頁。
- (61) 「加賀藩史料』第一編八二七頁。
- (62) 「村井重頼覚書」『根上町史』四一〇頁。『小松市史』一六〇号。「瑞龍公親翰」『加賀藩史料』第一編八三〇頁。

〔付記〕

本稿校正中に、利常と秀忠娘との婚約について、岡嶋大峰氏が「加賀の陣(慶長の危機)以後の政情と前田猿千代の位置」(『加能地域史』六五、二〇一六年)で取りあげられているのを知った。その成果について本稿で取りあげられなかったこと、ご海容いただきたい。